

計議第 3 6 5 号議案
生産緑地地区の変更

令和 7 年 1 1 月
京都市

1 生産緑地地区制度の概要

制度の概要

市街化区域内において、農地等の持つ緑地機能や防災等の多様な機能に着目し、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資することを目的に、一定規模の農地等を生産緑地地区に指定し、計画的に保全するもの

要件

本市では条例により、一団のものの区域の面積の合計が、300m²以上の農地等を生産緑地地区に指定

2 生産緑地地区の変更

追加

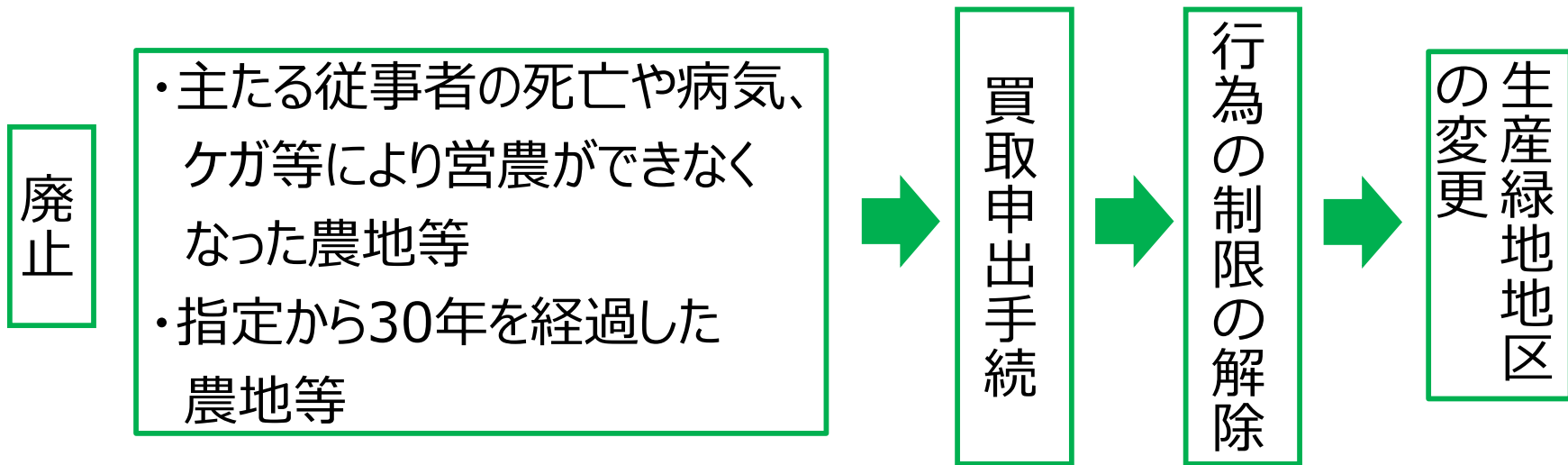
農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に効用がある農地等



生産緑地地区
の変更

	地区数		面積
追加となる地区	3 地区	約	0. 1 1 h a
面積が増となる地区（地区数は不変）	9 地区	約	0. 5 7 h a

2 生産緑地地区の変更



	地区数	面積
廃止となる地区	△ 3 9 地区	約 △ 4 . 2 6 h a
面積が減となる地区（地区数は不変）	6 8 地区	約 △ 1 4 . 2 9 h a

3 変更内容の集計

		地区数	面積
①既決定の生産緑地地区		1,880地区	約475.11ha
②増減		△36地区	約△17.87ha
(内訳)	増	3地区	約0.68ha
	減	△39地区	約△18.55ha
③今回変更後の生産緑地地区		1,844地区	約457.24ha